

## 生物多様性民間参画ガイドライン ～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ (概要)

### 1. 策定の背景

生物多様性を保全し、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を構築するためには、国民、事業者、その他民間の団体、地方公共団体、国といった様々な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていかなければなりません。特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っているといえます。

国際的にも、生物多様性条約の第8回締約国会議（COP8）において、初めて民間参画に関する決議がなされるなど、民間事業者の生物多様性に関する取組への参画が期待されています。

環境省では、生物多様性条約の民間参画に関する決議や、生物多様性基本法、第3次生物多様性国家戦略を踏まえ、国民の生物多様性に対する理解を深め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多様な主体が参画・連携し、生物多様性に関する取組を推進するための施策を展開しており、本ガイドラインは、その一環となるものです。その他の施策としては、地方公共団体に向けた生物多様性地域戦略の手引きの策定等を予定しています。

### 2. 構成等

#### (1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的としています。

なお、本ガイドラインは法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではなく、生物多様性基本法の責務規定等に基づき、事業者が自主的に取り組む際の指針等を提供するものです。

#### (2) 位置づけ

本ガイドラインは、「第Ⅰ編 現状認識の共有」、「第Ⅱ編 指針」、「参考編 実践のためのヒント」から構成されています。

- ①「第Ⅰ編 現状認識の共有」：生物多様性の重要性や、事業者と生物多様性との関わり等について説明しています。
- ②「第Ⅱ編 指針」：取組の指針、考え方等に関する情報を提供しています。
- ③「参考編 実践のためのヒント」：取組を実施する際の参考になるような

具体的な事例や、事業者の活動の主な場面別の取組等の情報を掲載しています。

また、経営者層を主な対象とした要約（エグゼクティブ・サマリー）を冒頭に設けています。

本ガイドラインは、多くの業種に共通する一般的な指針となっています。また、事業者の環境管理システム等を代替するものではなく、各事業者の環境管理システム等を、生物多様性分野の活動について補強・支援するものと位置づけられます。

なお、本ガイドラインは、現段階での知見等を基に「はじめの一步」としてまとめたものであり、今後、生物多様性の状況や、国際的な取組の進展、社会的な理解や知見の集積、事業者の認識・取組の熟度の高まり等に応じて、段階的に発展、改訂していく予定です。

### （3）対象

本ガイドラインは、事業者、国民、民間の団体、地方公共団体、国といった主体の中で、事業者を対象としています。中でも、初めて生物多様性に関する取組を行おうと考えている事業者の実務担当者に参加となるような情報を重点的に盛り込んでいます。なお、このガイドラインでは、「事業者」を大企業、中小企業、組合等各種法人事業者、個人事業者等も含んだ概念として使用しています。

また、事業者以外に、事業者と連携する様々な主体（地方公共団体、研究者、NGO/NPO等）やその他の主体においても、事業者の活動に関する理解を深めるために本ガイドラインを活用することが期待されます。

## 3. 今後の予定

本ガイドラインについては、今後、パンフレットや英訳版の作成及び説明会の開催等を通じて、国内外に向けて普及広報していく予定です。

## 4. 構成

### （1）第Ⅰ編 現状認識の共有

- ・生物多様性とは
- ・生物多様性を育む社会づくり
- ・生物多様性と事業者の関わり
- ・事業者と生物多様性に関する国内外の動向

### （2）第Ⅱ編 指針

#### ①理念

- ・理念1：生物多様性の保全

- ・理念2：生物多様性の構成要素の持続可能な利用

## ②取組の方向

- ・事業活動と生物多様性との関わり(恵みと影響)を把握するように努める。
- ・生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ・取組の推進体制等を整備するよう努める。

## ③基本原則

- ・生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化
- ・予防的な取組と順応的な取組
- ・長期的な観点

## ④考慮すべき視点

- ・地域重視と広域的・グローバルな認識
- ・多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ・社会貢献
- ・地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ・サプライチェーンの考慮
- ・生物多様性に及ぼす影響の検討
- ・事業者の特性・規模等に応じた取組

## (3) 参考編 実践のためのヒント

- 参考1 取組の進め方の参考例
- 参考2 事業者と生物多様性との関わりの把握の参考例
- 参考3 事業者の活動の主な場面別の取組
- 参考4 社会貢献活動
- 参考5 具体的な取組の事例
- 参考6 生物多様性に関連する最近の主な資料
- 参考7 記述に関連する参考情報
- 参考8 生物多様性に関する法律の概要

## 生物多様性民間参画ガイドラインの概要

### ◆いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（「**生物多様性**」）。

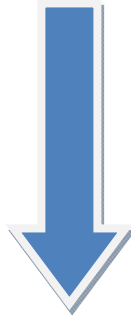
この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

#### <生物多様性の恵みの例>

お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる

山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す

自然の仕組みから技術革新の着想を得る



#### <生物多様性の現状を示す例>

人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速

世界の森林生態系が年間約7万3千km<sup>3</sup>減少（日本の国土面積の約5分の1）

### ◆生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

将来にわたり、わたしが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。事業者も社会の一員として、重要な役割を担っていくことが期待されます。

#### <生物多様性の取組から期待されるもの>

生物多様性に配慮した原料調達により、経営の安定化が期待される

事業者や商品のブランド価値向上が期待できる

生物多様性の保全技術等は新たな市場の創出につながる

生物多様性の取組は、地球温暖化の防止など、他の環境問題の解決にもつながる

### ◆主な国内外の動向

#### 民間参画に関する決議（2006年3月・ブラジル（COP8））

生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画の重要性と促進に関する決議。

#### G8 環境大臣会合

（2008年5月・兵庫県神戸市）  
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の採択。

#### 生物多様性基本法

（2008年6月）  
生物多様性の施策の推進と、自然共生社会の実現を目指す基本法。

#### 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（2010年10月・愛知県名古屋市）

世界の191か国が加盟する条約の第10回締約国会議。COP10では、民間参画が重要なテーマとなる見込み。

## ◆事業者に期待されること

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

### 事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的考え方

- 理念**
- ①生物多様性の保全
  - ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

#### 取組の方向

- ①事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。
- ②生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③取組の推進体制を整備するよう努める。

#### 取組の進め方

- ① 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという姿勢を示す。
- ② 実現可能性も勘案しながら、優先順位に従い取組を進める。

#### 基本原則

①生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化

②予防的な取組と順応的な取組※

③長期的な観点

#### 考慮すべき視点

- ①地域重視と広域的・グローバルな認識
- ②多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ③社会貢献
- ④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ⑤サプライチェーンの考慮
- ⑥生物多様性に及ぼす影響の検討
- ⑦事業者の特性・規模等に応じた取組

参考 1 取組の進め方の参考例

参考 2 事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例

参考 3 事業者の活動の主な場面別の取組

参考 4 社会貢献活動

参考 5 具体的な事例

参考 6 生物多様性に関連する最近の主な資料

参考 7 記述に関連する参考情報

参考 8 生物多様性に関する法律の概要

※ 予防的な取組：生物多様性に対する重大で不可逆的な影響が懸念される場合には、科学的な証拠が完全でなくても、対策を先送りすることなく予防的に対策を講じる取組  
順応的な取組：事業等について継続的にモニタリングを行い、その結果に応じて計画等を柔軟に見直す取組